

議案第16号

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の改正
について

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する
規程を次のように制定する。

令和4年3月24日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井上正義

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部
を改正する規程

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成5年倉敷市
教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育企画総務課の項を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

行政組織改正により設置する教育ICT推進課に勤務する職員の勤務時間等について、教育
委員会事務局に勤務する職員と同様にするため、規程を改正するものである。

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成5年倉敷市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

新						旧					
別表（第2条，第3条関係）						別表（第2条，第3条関係）					
所属	勤務場所	区分	勤務時間	休憩時間	週休日，休日，勤務の割振り等	所属	勤務場所	区分	勤務時間	休憩時間	週休日，休日，勤務の割振り等
削除	削除	削除	削除	削除	削除	教育企画 総務課	情報学習セ ンター	情報学習 センター に勤務す る職員	午前8時30分か ら午後5時15分 まで	勤務の途中 で休憩1時 間を適宜与 える。	1 週休日は，日曜 日及び当該日曜 日と合わせて1 週について2日 又は4週を通じ8 日となるように 所属長（館長） が指定する日と する。 2 国民の祝日に 関する法律（昭 和23年法律第17 8号。以下「祝日 法」という。） に規定する休日 及び12月29日か ら1月3日まで （祝日法に規定 する休日を除 く。）は，休日 とする。ただし，

